

「司法福祉」の定義に関する考察

島谷綾郁¹⁾ 川廷宗之²⁾

¹⁾ 学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター

²⁾ 大妻女子大学名誉教授、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター

A Study on the Definition of “Judiciary Welfare”

Shimaya Ayaka¹⁾ Kawatei Motoyuki²⁾

¹⁾ Keishin-Gakuen Educational Group Research, Development and Innovation Center for Vocational Education and Training

²⁾ Professor Emeritus of Otsuna Women’s University, Keishin-Gakuen Educational Group Research, Development and Innovation Center for Vocational Education and Training

Abstract : The purpose of this paper is to examine the definition of “judicial welfare” proposed by Yukio Yamaguchi and Yukio Kato from the standpoint of working as a social worker in a correctional facility.

According to Yamaguchi’s definition, when “judiciary” is considered to comprise “court trials” “correction” does not have any connection with “judicial welfare.” Yamaguchi asserts that facilities/organizations such as juvenile training centers and probation offices do not belong to “judiciary” but rather to “administration.”

Kato seeks to define “judicial welfare” while touching on the need for “judiciary” and for the expertise gained from “welfare.” However, like Yamaguchi, Kato does not define “judiciary.”

When proposing the definition of “judicial welfare,” both parties think of “judiciary” only within the framework of “judiciary,” and are unable to explicate “administration.” Therefore, they also cannot touch upon “correction.”

Key Words : judicial welfare, justice, administration, “judiciary” and “welfare”, social worker

要旨 : 本稿の目的は、山口幸男・加藤幸雄が提起した「司法福祉」の定義について、矯正施設でソーシャルワーカーとして勤務した立場から考察を行うことである。

山口の定義に従えば、「司法」を「裁判」と考える場合、「矯正」は「司法福祉」に馴染まないことになる。なお、山口は、少年院や保護観察所などといった施設・機関を「司法」に属する機関ではなく、「行政」に属する機関であると言っている。

加藤は、「司法」の必要性和「福祉」の知見などの必要性について触れながら、「司法福祉」について定義しようとしている。しかし、山口と同様、加藤も「司法」について定義していない。

両者は、「司法福祉」の定義を提起する際、「司法」の枠内にとどまって「司法」を考え、「行政」について整理することができていない。そのため、「矯正」についても触れることができていないものと推察できる。

キーワード : 司法福祉、司法、行政、「司法」と「福祉」、ソーシャルワーカー

1. はじめに

「司法福祉」という言葉を、初めて使用したのは、山口幸男である。1968（昭和43）年頃、山口は、社会問題の解決や緩和に関する広義の司法業務、総合的な業務体系の骨組みを「司法福祉」と名付け、使用してきた。また、山口は、この頃開催された司法制度研究集会内で裁判官と比べ、家庭裁判所調査官らを指して「司法福祉」職員とも呼んでいた。

山口が「司法福祉」という言葉を形成していく背景には、家庭裁判所での勤務経験や英国への留学、留学先での H. H. Perlman の「問題解決」「過程」等の考え方や M. Richmond の「社会診断」から多くの影響を受けている。

このようなことを基盤として山口は、司法福祉論増補版の中で、「司法福祉」を「国民の司法活用の権利を実質化することを目指しており、それは司法を通じて一定の社会問題の個別的・実体的緩和ないし解決を追求する政策とその具体的業務であるとともに、その種の社会問題の一般的緩和・予防政策の発展にも寄与するものである。」と定義している（山口 2005：162）。

2017（平成28）年に加藤は、改訂新版司法福祉にて新たに「司法福祉」を「司法福祉とは、司法による決定が有効と思われる課題について、心理、教育、社会福祉などの知見や方法を活用して、当事者の権利擁護に寄与する実体的な問題解決・緩和を行うための諸施策、諸活動を総称する。」と定義している（加藤 2017：10）。

「司法福祉」に関連する動きとしては、2000（平成11）年に日本司法福祉学会が設立し、山口が初代の会長を務めた。その後、2009（平成20）年には、加藤幸雄が会長に選任され、2018（平成29）年には、藤原正範が新会長に選任されている。

他にも、2009（平成20）年度からは社会福祉士国家試験科目に「更生保護制度」が取り上げられている。

「司法福祉」という言葉が幅広く使用されはじめ、初めて山口により使用されてから50年以上が経過している。この50年余りの中で、少年法や監獄法などの法律改正が行われるだけでなく、矯正施設には社会福祉士や精神保健福祉士が配置されてきた。

これまで多くの先人たちが「司法福祉」について

議論を行ってきているが、更生保護との関係を明記した論文は見当たらない。そのため、再度、「司法」とは何かという視点から「司法福祉」について考えてみたい。

そこで本稿では、山口や加藤が提起した「司法福祉」の定義について、矯正施設で社会福祉士、精神保健福祉士として勤務した立場から考察を行う。

2. 用語の定義

(1) 矯正施設

本稿において「矯正施設」とは、刑務所、少年院を指す。

(2) 高齢・障がい等を有する受刑者

本稿において「高齢・障がい等を有する受刑者」とは、高齢受刑者、障がい等を有する受刑者、出所後の保護環境が劣悪な受刑者を指す。

(3) 一般受刑者

本稿において「一般受刑者」とは、「高齢・障がい等を有する受刑者」以外を指す。

3. 山口幸男の定義

1) 「司法福祉」の定義

山口（2005：162）によれば、司法福祉論増補版の中で、「司法福祉は、国民の司法活用の権利を実質化することを目指しており、それは司法を通じて一定の社会問題の個別的・実体的緩和ないし解決を追求する政策とその具体的業務であるとともに、その種の社会問題の一般的緩和・予防政策の発展にも寄与するものである。」と述べている。

この定義を提起するにあたり山口は、「司法はこの社会的事実としての問題に、その規範的解決によって、一定の「解決」を与えはするものの、「問題」それ自体を実体的に解決することを基本的任務としているものとは言えない。」としている（山口 2005：13）。また、山口は、社会問題の著しい変化の中、裁判自体が法的解決と同時に、実体的な解決や緩和についての機能も合わせて持たざるを得なくなっていることについて触れている。これは裁判の安定性を確保するためにも必要な方策であるとしている。

上記のようなことを山口は、司法の役割が法的解決のみならず、実体的解決・緩和を含めたものを新しい司法システムと考えている。このような新しい

司法システムは、規範的解決といった伝統的司法に福祉などの継ぎ足しや混ぜ合わせを行うのではなく、現在の社会問題に国民の権利を実質的に実現することができるような司法的実践＝司法福祉としている（山口 2005）。

2) 「司法福祉」の業務

前述の内容をふまえ、山口は司法福祉業務について重要なことは、問題の解決に限り、最終的に責任を負う裁判所を核として、弁護士会、法務省、警察庁など各々が、法の精神に添った「問題解決」に向けて統一された分業や協業が展開されることであるとしている。このような考え方にに基づき、司法福祉業務は以下の8つから成り立つとしている（山口 2005：18）。

- ①法律扶助にかかわって
- ②被害者援護にかかわって
- ③「少年保護事件」の審判にかかわって
- ④更生保護にかかわって
- ⑤矯正にかかわって
- ⑥児童自立支援事業を中心とする児童福祉にかかわって
- ⑦「少年の刑事事件」の訴訟にかかわって
- ⑧「家事事件」の審判・調停とその履行にかかわって

3) 司法福祉の技術

司法福祉の対象とする問題について山口（2005：158）は、「社会福祉のそれと同様に、自体の実態的解決ないし緩和を必要としている社会問題であり、常に動的なものであるが、同時にそれが法律上の紛争問題として構成され、規範的解決とその執行によって完結するという問題解決の構造において、一般社会福祉の対象と大きく異なる。」と述べている。

具体的には非行少年を例にとり、法的解決としては非行少年であるか否か、非行少年であった場合の採るべき法的措置の決定を行うとしている。これと同時に、少年法第1条^{註1)}から「規範的解決は実体面である生きた「非行問題」の解決・緩和を促進する方向であるいはそれを妨げない方向で（司法福祉）なされることによって、法の精神をまっとうすること

が期待される。」としている（山口 2005：159）。

山口は、司法福祉の方法についてを「「司法」の方法と福祉的臨床「サービス」の方法」としている（山口 2005：159）。そして、ここでいう福祉的業務についてを「司法ケースワーク」と示し、「ケースワーク等は社会福祉の中心的技術ないしは社会保障と区別される社会福祉それ自体であるとされ、その対象は、「社会関係の障害」として観念される。」としている（山口 2005：159）。

この司法ケースワークについては、黒川昭登（1974）「家庭事件と社会福祉」『ケース研究』143号内に記載されている家庭問題にかかわる社会福祉をもとに、「司法ケースワーク」は、伝統的司法機関としての「機能を全うする」のに必要な限度内で、対象者に援助を行う事業」としており、司法ケースワーク技術を、「司法に雇用されたケースワーカーの技術であり、ケースワークの一般的技術と何ら異なるところはない。」と述べている（山口 2005：160）。

4. 加藤幸男の定義

山口の司法福祉の定義を受け、2017（平成28）年に加藤幸雄は、司法福祉について改めて次のように定義している。「司法福祉とは、司法による決定が有効と思われる課題について、心理、教育、社会福祉などの知見や方法を活用して、当事者の権利擁護に寄与する実体的な問題解決・緩和を行うための諸施策、諸活動を総称する。」と提起している（加藤 2017：10）。

加藤は、この定義を提起する背景には、近年の裁判員制度の開始などの司法ニーズの高まり、日常生活内での法的決着とあわせた福祉的対応が求められる事案（認知症高齢者の増加による権利擁護のための成年後見システムや虐待をめぐる刑事事件など）の増加を指摘している。また、高齢・障害受刑者の刑務所における出所時支援、地域生活定着支援センター事業、法的判決による受刑という決着のほか、矯正教育の質の向上の意識などといった活動の広がりについても指摘している。

その他加藤は、「司法福祉は、社会福祉が対象とする領域と多くの重なる部分を持ちつつ、法律や法廷による問題解決が想定される場合には、司法サービ

スを活用しつつ当事者の権利擁護に寄与するものと位置づけられる。」とし「社会福祉自体が社会福祉六法ないし八法に基づいて制度運用され、他の民事法や刑事法、憲法や条約などとの関係理解が重要だということを省みるならば、早くから法律に親しんでおくことが望ましい。」と述べている（加藤 2017：230-231）。また、社会福祉のみならず社会学や精神医学、経済学などから知見を得る重要性にも触れている。

5. 山口理論、加藤理論を概観して

司法は、「(立法、行政と並ぶ国家権力の行使として) 国家が法律に基づいてする、民事・刑事上の裁判。」と記されている（新明解国語辞典：2002）。また、山口（2005：13）は司法福祉論増補版の中で、司法についてを「立法及び行政に対し、法規を適用してある事項の適法違法又はこれを規整する権利関係を確定することにより具体的争訟を解決する国家作用（新法律学事典 有斐閣 1967年）」と述べている。

山口は司法福祉論増補版の中で司法福祉業務について、「当該問題の解決に関する限り最終的に責任を負う立場にある裁判所を核として、法の精神に添った「問題解決」に向けて統一された分業・協業として展開されることである。」と述べている（山口 2005：17）。他にも、家庭裁判所調査官は裁判官の最も身近な存在であり、司法福祉の中核的責任を負っていること、「少年院（矯正教育）・保護観察所（更生保護）等の形成機関や救護院等の児童福祉機関は、今日、司法の直接的指揮監督のもとで、その業務を展開するものではなく、行政府に属する機関である。」としている（山口 2005：163）。

つまり山口は、「司法」を「裁判」ととらえ、「司法福祉機関」を「裁判所」ととらえている。その一方で、少年院や保護観察所などといった施設・機関は、「司法」に属する機関ではなく、「行政」に属する機関であると断言している。

2005（平成17）年より矯正施設に社会福祉士や精神保健福祉士が配置され、矯正施設における出所者等に対する出口支援が行われている。このことを山口が提起した司法福祉の定義について照らし合わせてみると、矯正施設は司法の領域には入らず、行政

の領域に入ることになる。

他にも山口は、司法福祉業務を8つにかかわる仕事から成立すると言いき、矯正についても触れている。しかし、山口が示している「矯正」は、どのような施設・機関を矯正としているのかについて不明確である。そのため、司法福祉業務が担う機関を裁判所とするのであれば、矯正＝司法と理解することはできない。

ゆえに、山口論の立場から見ると矯正は、司法福祉に馴染まないことになる。

行刑改革会議提言の中で、「第4行刑改革の具体的提言」内「6行刑施設における人的物的体制の整備（2）人的体制の正義、充実」では、医療スタッフや心理技官、ソーシャルワーカーなどを十分に確保する必要性の理由を3つ挙げている（行刑改革会議提言 2003）。

- ①精神状態に問題があり、処遇が困難である受刑者に対するケアが極めて重要なため
- ②刑務官の超過負担が効果的な処遇の実現を妨げるため
- ③行刑の目的である受刑者の改善更生・社会復帰の達成に向けて早期に社会復帰に向けての調整を行う必要があるため

この行刑改革会議の流れを受け、刑務所内等でソーシャルワーカーは、2005（平成17）年から非常勤職員として勤務が始まった。その後、2007（平成19）年にはPFI刑務所^{注2)}において民間の常勤職員、2014（平成26）年度には常勤職員として福祉専門官が配置され始めた。

山口の司法福祉の定義を受け、2017（平成28）年に加藤は「司法福祉」について改めて定義している。この定義は、①司法による決定が有効と思われる課題について社会福祉などの知見や方法を活用すること、②「個別化された社会問題の解決・緩和をめざし、実情に即した調整機能を果たすこと」、を意味している（加藤 2017：9）。ここで言う「司法による決定」とは、山口論と同様、「司法」を「裁判」と捉えた場合、判決を示していると推測される。

このように加藤は、「司法」の必要性和「福祉」の知見などの必要性について触れながら、「司法福祉」について定義しようとしている。しかし、山口と同様、加藤も「司法」は何を指しているのかについて

言及していない。このことにより、「司法福祉」とは何を指しているのかが不明瞭となっている。

山口も加藤も実体的な問題解決・緩和を1つのキーワードとしている。実体的な問題解決・緩和が必要となるのは、裁判の時だけではなく、裁判により判決が出た後についても必要不可欠であろう。このことは、高齢・障がい等を有する受刑者であっても、一般受刑者であっても該当するのではないだろうか。そのため、司法福祉を定義するにあたり、受刑者などのことも含めるような定義を提起していないというのは、司法福祉の定義として実態に合わないと考える。

山口や加藤が司法福祉の定義を提起する以前から、矯正施設に社会福祉士・精神保健福祉士が配置される話に取り上げられていた。そのため、本来であれば司法福祉の定義を提起する際、矯正施設で展開されるソーシャルワークについても考慮し、検討していくべきであったのではないかと筆者は考える。

山口も加藤も「司法福祉」の定義を提起する際、「司法」の枠内にとどまって「司法」を考えているため、「矯正」について触れることができていない。また、「行政」について整理していないため、「矯正」についても触れることができない。

そのため、「司法」と「福祉」の全体像や本質をつ

かむことが困難となり、不明瞭な定義の提起となっていると考えられる。

6. 今後の課題

「司法福祉」という言葉が世に出て使用され始めてから、50年以上が経過している。この約50年間で、裁判員制度の開始や矯正施設におけるソーシャルワーカーの配置、再犯防止推進法の施行などといったように、「司法」や「行政（更生保護）」を取り巻く環境は劇的に変化してきている。この環境の変化を見ながら、「司法福祉」における定義について、抜本的な見直しを行っていく必然性がある。

山口と加藤が提起した「司法福祉」の定義を考えた場合、横軸を国家作用の1つである「司法（裁判）」と「行政（更生保護）」の直接的指揮監督の下で、業務を行わない「行政（更生保護）」を三権分立の軸と置くことができる。また、縦軸を、罪を犯した人に対する法的効果として自由などを強制的に奪う「刑罰」、その一方で、「罪を犯した人の人権と Well-being」といった受刑者自身の自由を確保し、幸福を追求することを行刑の軸と置くことができるのではないだろうか。

その場合、図1に示しているように、山口は「司法」の枠の中にとどまりながら罪を犯した人の幸福を追求した実体的な問題の解決や緩和を提起している。

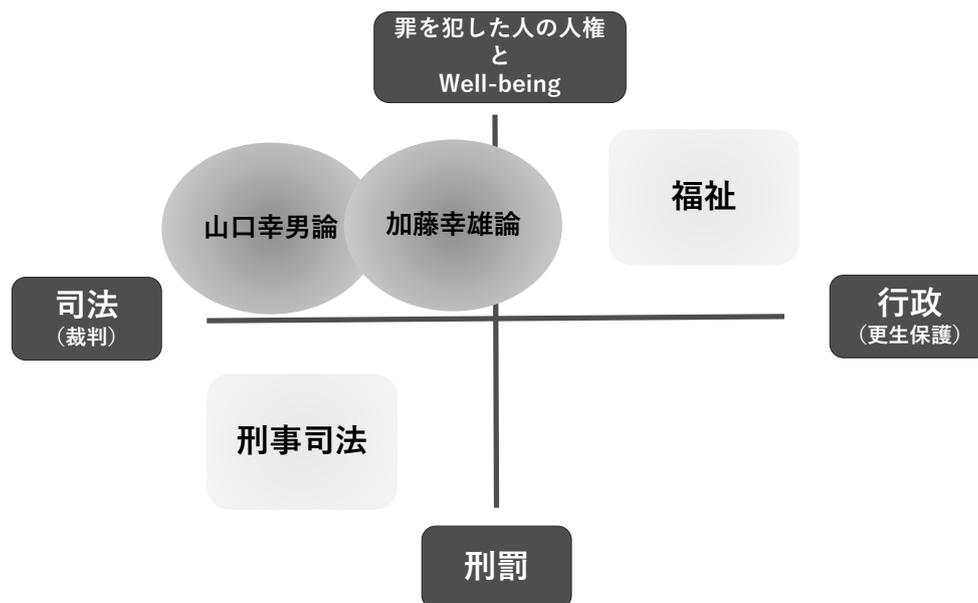


図1：「司法福祉論」における山口幸男論、加藤幸雄論の位置づけ

縦軸：行刑、横軸：三権分立
山口幸男論、加藤幸雄論をもとに筆者が作成

他方、加藤は、「行政（更生保護）」への拡がりの必要性を指摘しつつも「司法」の枠の中から抜けきることができずに「司法福祉」について提起している。

「司法福祉」の定義を提起するにあたり、罪を犯した人の原因に貧困や障害等の福祉的要因が存在する場合、司法判断によってその要因を考慮するのかという問題と、行政行為として行われる刑の執行における福祉的（処分）行為を区別していくことが必要となる。それをふまえた上で、それらを再統合していく考え方が求められるのではないだろうか。

日本の現象としては、世の中のさまざまな社会問題について、すべて司法判断のみにゆだねられるのではなく、行政の範囲内での処分により実態が動いている。この状況の中で、「司法」と「行政」の境界で刑罰をふまつつも Well-Being の実現に向けて統合した運用が求められるのかもしれない。

山口は司法福祉業務の構想を考える際、日本国憲法第32条^{注3)}と第13条^{注4)}を軸に考える必要性を述べている。しかし、個人の尊厳や幸福などを考えていくのであれば、日本国憲法だけではなく、世界人権宣言の内容を基礎として考えられた国際人権規約^{注5)}も軸に考えていく必要があるだろう。

本稿については、山口・加藤が提起した「司法福祉」の定義を見てきた。しかし、今回取り上げた事項は、山口や加藤が説明していることが十分には網羅されていないかもしれない。そのため、今後も本稿を端緒として、尊敬する先人たちが提起してきた「司法福祉」の定義について紐解き、「司法福祉」（「刑事司法と福祉」）とはどのような段階を経て考え、意義を説明し、定義されるべきであるのかについて考察していきたい。また、社会福祉学、経済学などといった領域との観点からも「司法福祉」（「刑事司法と福祉」）について論考していく必要があると考える。

注

注1) 山口は、司法福祉論増補版において、「少年刑事政策は可能な限り少年の成長発達の倫理を尊重しつつ、再犯防止を達成しようとする（少年法第1条）としている（山口2005：158）

注2) 「PFI 刑務所」とは、PFI 手法によって整備・運営が行われている刑務所のことを指す。なお、PFI 手法とは、「『より良質な公共サービスをより少ない対価で国民に』を主眼として提唱された民間の資金等を活用する公共事業の新しい政策手法」（只木 2007：10）を指す。

注3) 日本国憲法では、「第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」とし、すべての人は裁判所で裁判を受ける権利について述べられている（衆議院 1947）。

注4) 日本国憲法では「第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とし、すべて国民は、一人ひとりが個人として尊重される。生命、自由、幸福を追い求める権利については、社会や他の人に迷惑をかけない範囲に限り、最大限に尊重されることについて述べられている（衆議院 1947）。

注5) 外務省は、「世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの」としている（外務省 2020）。日本は、1979（昭和54）年に批准している。

文献

- 1) 外務省（2020）「国際人権規約」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>, 2020. 5. 8）。
- 2) 法務省行刑改革会議（2003）『行刑改革会議議提言～国民に理解され支えられる刑務所～』。
- 3) 刑事立法研究編（2005）『刑務所改革のゆくえ — 監獄法改正をめぐる一 —』現代人文社。
- 4) 金田一京助・山田忠雄・柴田武ほか編（2002）『新明解国語辞典 第五版』三省堂。
- 5) 日本司法福祉学会（2017）「改定新版 司法福祉」生活書院。
- 6) 日本司法福祉学会（2010）「日本司法福祉学会ニュース」NO22
- 7) 島谷綾郁（2019）「刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とあるべき姿についての研究 — 序論 —」『敬心・研究ジャーナル』3（1）、125-134。
- 8) 衆議院（1947）「日本国憲法」（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm, 2020. 5. 7）。
- 9) 只木 誠（2007）「新しい刑務所運営の意義と課題」『Jurist』（1333）、10-18。
- 10) 山口幸男（1991）『司法福祉論』ミネルヴァ書房。
- 11) 山口幸男（2005）『司法福祉論 増補版』ミネルヴァ書房。

受付日：2020年5月10日